（事業再編計画の変更等）

第二十五条　前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る事業再編計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、認定事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る事業再編計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。）に従って事業再編のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定事業再編計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定事業再編事業者に対して、当該認定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定について準用する。

（特定事業再編計画の認定）

第二十六条　二以上の事業者は、その実施しようとする特定事業再編に関する計画（以下「特定事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　特定事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定事業再編の目標

二　特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三　特定事業再編の内容及び実施時期

四　特定事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五　特定事業再編に伴う労務に関する事項

3　特定事業再編計画には、特定会社が当該事業者の特定事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　当該特定事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二　当該特定事業再編計画に係る特定事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該特定事業再編計画に係る生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

四　当該特定事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、当該特定事業再編計画に係る特定事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。

五　当該特定事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六　次のイ及びロに適合すること。

イ　内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

5　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定事業再編計画の内容を公表するものとする。

（特定事業再編計画の変更等）

第二十七条　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定特定事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る特定事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、認定特定事業再編事業者又は特定会社が当該認定に係る特定事業再編計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業再編計画」という。）に従って特定事業再編のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定特定事業再編計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定事業再編事業者に対して、当該認定特定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

（公正取引委員会との関係）

第二十八条　主務大臣は、二以上の事業者の申請に係る事業再編計画若しくは他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る事業再編計画について第二十四条第一項の認定（第二十五条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合又は特定事業再編計画について第二十六条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再編計画に従って行おうとする事業再編のための措置又は当該特定事業再編計画に従って行おうとする特定事業再編のための措置（以下この項において「事業再編関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

2　主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、産業競争力の強化を図ることの必要性に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

3　主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画又は特定事業再編計画であって主務大臣が第二十四条第一項の認定又は第二十六条第一項の認定をしたものに従ってする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

（現物出資及び財産引受の調査に関する特例）

第二十九条　事業者が認定事業再編計画又は認定特定事業再編計画（以下この節において「認定計画」という。）に従ってその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合」とあるのは、「超えない場合並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十九条第一項に規定する場合」とする。

2　前項の場合における商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた財産の出資又は譲渡であることを証する書面」とする。